

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事に届け出なければならない。</p>										
2 [略]	2 [略]										
第6条 <u>削除</u>	<u>(維持保全)</u>										
<p>(建築物の定期報告)</p> <p>第8条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の<u>中欄</u>に掲げる<u>階にあるもの（地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）</u>又はその用途に供する部分の床面積の合計が同表の右欄に掲げる面積に該当するものとする。</p>	<p>第6条 <u>法第8条第2項第2号の規定により知事が指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもののうち階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超え、その用途に供する部分が地階又は3階以上にあるもの（地階及び3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。）とする。</u></p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第8条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の<u>右欄</u>に掲げる<u>規模等</u>のもの（<u>政令第16条第1項に規定するものを除く。</u>）とする。</p>										
<table border="1"><thead><tr><th>用途</th><th>階</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場（これらのうち避難階（政令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この項及び次項において同じ</td><td></td><td>客席の部分が200平方メートル以上のもの</td></tr></tbody></table>	用途	階	面積	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場（これらのうち避難階（政令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この項及び次項において同じ		客席の部分が200平方メートル以上のもの	<table border="1"><thead><tr><th>用途</th><th>規模等</th></tr></thead><tbody><tr><td>劇場、映画館又は演芸場</td><td>次のいずれかに該当するもの (1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（床面積の合計が200平方メートル以下のものにあつては、階数が3以上のものに限る。</td></tr></tbody></table>	用途	規模等	劇場、映画館又は演芸場	次のいずれかに該当するもの (1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（床面積の合計が200平方メートル以下のものにあつては、階数が3以上のものに限る。
用途	階	面積									
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場（これらのうち避難階（政令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この項及び次項において同じ		客席の部分が200平方メートル以上のもの									
用途	規模等										
劇場、映画館又は演芸場	次のいずれかに該当するもの (1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（床面積の合計が200平方メートル以下のものにあつては、階数が3以上のものに限る。										

<p>。)のみをその用途に供するものに限る。)</p>			<p>以下この項において同じ。)で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地階又は3階以上の階にあるもの(地階及び3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。以下この項において同じ。)</p> <p>イ 主階が1階にないもの(アに該当するものを除く。)</p> <p>(2) 客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの(前号に該当するものを除く。)</p>	
<p>共同住宅、寄宿舎若しくは児童福祉施設等(政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。)(これらのうち高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件(平成28年国土交通省告示第240号)第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をいう。)に供するものを除く。)又は下宿</p>	<p>地階又は3階以上の階</p>	<p>2階の部分が300平方メートル以上のもの</p>	<p>観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、地階又は3階以上の階にあるもの</p> <p>(2) 客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの(前号に該当するものを除く。)</p>
<p>学校又は学校に附属する体育館</p>	<p>地階又は3階以上の階</p>	<p>2,000平方メートル以上のもの</p>	<p>病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等(政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。)</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、地階又は3階以上の階にあるもの</p> <p>(2) 2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの(前号に該当するものを除く。)</p>
<p>体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場</p>	<p>地階</p>		<p>学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、地階又は3階以上の階にあるもの</p> <p>(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの(前号に該当するものを除く。)</p>

水泳場又はスポーツの練習場（これらのうち避難階のみをその用途に供するものを除く。）		
体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（これらのうち避難階のみをその用途に供するものに限る。）		2,000 平方メートル以上のもの
事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	地階又は3階以上の階	

2～5 [略]

(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)

第13条 法第48条第1項から第14項まで、第51条、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条又は第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存建築物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。

2 [略]

(許可申請書)

第19条 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは

百貨店、マーケット、展示場、ギャラリー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	次のいずれかに該当するもの (1) 床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、地階又は3階以上の階にあるもの (2) 2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの（前号に該当するものを除く。）	
事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	地階又は3階以上の階にあるもの	

2～5 [略]

(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)

第13条 法第48条第1項から第14項まで、第51条、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第59条第1項若しくは第2項又は第61条の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存建築物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。

2 [略]

(許可申請書)

第19条 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは

第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

2～9 [略]

10 [略]

11 知事又は局長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までの規定による省令別記第四十三号様式、第5項の規定による省令別記第四十四号様式、第6項から第8項までの規定による省令別記第六十一号の二様式、第9項の規定による省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することができる。

12 第1項から第4項まで及び第10項の規定により省令別記第四十三号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。

13 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2～11 [略]

12 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書及び書類のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

2～9 [略]

10 法第87条の3第3項、第5項又は第6項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

11 [略]

12 知事又は局長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までの規定による省令別記第四十三号様式、第5項若しくは第10項の規定による省令別記第四十四号様式、第6項から第8項までの規定による省令別記第六十一号の二様式、第9項の規定による省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することができる。

13 第1項から第4項まで、第10項若しくは第11項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。

14 [略]

(認定申請書)

第23条 [略]

2～11 [略]

12 法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書及び書類のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 第19条第11項の規定は、第1項から前項までの提出について準用する。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる省令又はこの規則に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
第19条第12項	[略]
第19条第13項	[略]
[略]	

13 法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、法第87条の2第1項に係る申請については省令第10条の23、法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書及び書類のほか、法第87条の2第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて知事に提出しなければならない。

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 第19条第12項の規定は、前各項の規定による提出について準用する。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
第19条第13項	[略]
第19条第14項	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。